

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策及び日本型直接支払制度の確立

(1) 経営所得安定対策の平成 26 年度以降のあり方の検討に当たっては、真に農業者の経営安定に資する制度とするために、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、農業者等が安心して農業に取り組むことができるよう、制度を法制化し、十分な周知・移行期間を設けるとともに、事務手続の簡素化を図ること。

(2) 日本型直接支払制度の導入に当たっては、都市自治体及び農家等の負担軽減を図り、取り組み易い事業とし、現行制度からの更なる充実強化を図ること。

また、新制度の基礎となる農地等に関する情報の整理を促進すること。

2. 人・農地プランを法制化するとともに、作成手続の簡素化を図ること。

また、「新規就農・経営承継総合支援事業」及び「経営体育成支援事業」の対象要件を緩和するとともに、制度の充実を図ること。

3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。

4. 生乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

さらに、畜産関連施設の整備や維持管理に係る支援措置を拡充すること。

5. 経済連携協定（E P A）や自由貿易協定（F T A）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

（1）鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、「鳥獣被害防止総合対策」を平成26年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

併せて、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充するとともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を講じること。

また、個体数抑制に向けた捕獲活動を集中的かつ円滑に実施するため、捕獲従事者の負担軽減を図ること。

（2）野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

7. 森林整備対策等の充実強化

（1）国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。

（2）森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

また、木材価格の低迷に対応した支援制度を創設すること。

（3）森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し、境界の明確化、間伐、路網整備、竹林整備、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。

（4）国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置の拡充を図ること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。

8. 「水産基本法」に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策をより一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策並びに防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備の充実強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。

9. 農林水産業の経営安定と農林水産施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

併せて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。